

11年7月29日

金融再生委員長談話
—— クレディ・スイス・ファイナンシャル・
プロダクツ銀行東京支店について ——

1. クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ（以下、「CSFP」という。）銀行東京支店に対しては、本年1月以降、金融監督庁による立入検査が実施され、去る7月13日に検査結果が通知された。
2. 当該検査結果によると、CSFP銀行東京支店においては、組織的に検査を妨害、忌避する行為や、顧客の財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な商品を大量に反復継続して組成・提供し、我が国金融市場及び金融機関の健全性を著しく損なわせることにより公益を害する行為と認められる業務運営が認められたのみならず、銀行の他業禁止違反等、銀行法や証券取引法に抵触する行為も認められており、極めて遺憾である。
3. 金融再生委員会は、この検査結果を踏まえ、行政手続法に基づく聴聞の手続きを経た上で、当支店が銀行法の免許を受けた銀行として今後の業務の継続を認めることは不適當と判断し、本日、当支店に対して免許取消の行政処分を決定した。
この免許取消は4カ月の経過期間を設け11月30日から発効することとしている。
また、金融監督庁が当支店に対して8月5日から11月29日までの間業務停止処分を命ずることとなっているが、その処分においても既存取引の解消及びこれに付随する業務はその対象から除かれることとなっている。
これらは、いずれも、この経過期間内に解約、移転等により当支店の既存取引の秩序だった解消を図るための措置であり、免許取消が発効するまでの間は、清算人が選任されることはない。
当支店は、本行政処分に沿って、速やかに対応することが求められる。
4. 当委員会及び金融監督庁においては、今後とも、銀行法等の法令に違反する行為又はこれらの法令に照らし不適切な行為があれば法令に基づき厳正に対処していくとともに、自己責任原則の徹底と市場規律を基軸とした公正で透明性の高い金融システムの構築に向けて努力してまいりたい。

金融監督庁長官談話

—— クレディ・スイス・グループ等について ——

1. クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ（以下、「CSFP」という。）銀行東京支店、クレディ・スイス信託銀行、クレディ・スイス・ファースト・ボストン銀行東京支店、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（証券）、クレディ・スイス投信（以下、「CSグループ在日拠点」という。）及び国際投信投資顧問（以下、「国際投信」という。）に対しては、本年1月以降、当庁により立入検査を実施し、去る7月13日に検査結果の通知を行った。

2. 当該検査結果によると、

(1) CSFP銀行東京支店においては、組織的に検査を妨害、忌避する行為や、顧客の財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な商品を大量に反復継続して組成・提供し、我が国金融市場及び金融機関の健全性を著しく損なわせることにより公益を害する行為と認められる業務運営が認められたのみならず、銀行の他業禁止違反等、銀行法や証券取引法に抵触する行為も認められた。

(2) クレディ・スイス信託銀行においては、顧客の財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な取引を行うため信託勘定を悪用し、これらの不適切な取引に大量に反復継続して関与する等、我が国金融市場及び金融機関の健全性を著しく損なわせることにより公益を害する行為と認められる業務運営や一部の部門において検査を妨害、忌避する行為が認められたのみならず、法令遵守体制等の整備が極めて不十分であることも認められた。

(3) また、その他のCSグループ在日拠点や国際投信においても、法令違反行為、不十分な法令遵守体制等が認められた。

このように、CSグループ在日拠点及び国際投信において、様々な違法行為、不十分な法令遵守体制等が認められたことは、極めて遺憾である。

3. この検査結果を踏まえ、行政手続法等の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与の手続を経た上で、本日、金融再生委員会においてCSFP銀行東京支店に対する免許取消の決定がなされ、当庁において、クレディ・スイス信託銀行に対する一定の新規業務の停止処分及び法令遵守体制の強化等を内容とする業務改善命令を決定するとともに、そ

の他のCSグループ在日拠点及び国際投信に対しても、それぞれの違法行為等の態様に
応じた別紙の内容の行政処分を決定した。

CSグループ在日拠点及び国際投信においては、本行政処分を厳粛に受け止め、速や
かに対応することが求められる。

4. CSFP銀行東京支店等が組成・提供した債権流動化スキーム等の商品は、財務内容
の適切な開示の観点から著しく不適切な取引である。

このような取引は、2001年3月期からの金融商品の時価会計の導入後は行われに
くなくなると考えられるが、それまでの間における会計上の取扱の明確化の観点から、日
本公認会計士協会にそれらの取扱について検討を要請したところである。

5. また、顧客である金融機関がこうしたスキームを活用して自己資本比率の意図的な嵩
上げを図ることは、当庁の事務ガイドラインにも抵触することになる。

当庁は、CSFP銀行東京支店等が行った不適切な取引の顧客のうち金融機関につい
て、取引実態を把握し、法令に照らして適切に対処していくこととしている。

6. 当庁としては、今回の行政処分及び上記の措置を通じて同様の事案の再発防止に努め
るとともに、今後とも、検査、モニタリング等の監督権限の適切な行使を通じ、金融機
関の業務運営の健全性の確保に万全を期してまいりたい。

CSグループ各拠点及び国際投信の処分事由及び処分内容の概要

1. クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店

- ア. 組織的に、銀行法第63条第3号の検査妨害、忌避罪に該当すると思料される行為を行ったこと
- イ. 顧客の財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な商品を大量に反復継続して組成・提供し、我が国金融市場及び金融機関の健全性を著しく損ない、銀行法第27条に規定する公益を害する行為に該当すると認められる業務運営を行ったこと
- ウ. 株価連動債等について、銀行である当支店自らが顧客への提案書の作成、説明等の勧誘活動を行う等、銀行法第12条、証券取引法第65条等に抵触する行為を行ったこと

から、下記の処分を命じた。

- (1) 平成11年11月30日から効力を発する免許取消〔銀行法第27条〕
- (2) 平成11年8月5日から平成11年11月29日までの間、既存取引の解消及びこれに付随する業務を除くすべての業務の停止命令〔銀行法第27条〕

2. クレディ・スイス信託銀行

- ア. 財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な取引を行うため信託勘定を悪用し、これらの不適切な取引に大量に反復継続して関与する等、我が国金融市場及び金融機関の健全性を損ない、銀行法第27条等に規定する公益を害する行為に該当すると認められる業務運営を行ったこと
- イ. 一部の部門において、銀行法第63条第3号の検査妨害、忌避罪に該当すると思料される行為を行ったこと
- ウ. 信託の受託者としての忠実義務に違反すると認められる等、法令遵守体制、内部管理体制の整備が極めて不十分であると認められたこと

から、下記の処分を命じた。

- (1) 以下の項目について、平成11年8月5日からの新規引受業務の停止命令
 - ①金銭債権信託（リース・クレジット債権信託等を除く。）、②金銭信託以外の金銭の信託、③有価証券の信託、④特定金銭信託（年金資金に係るものを除く。）〔金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下、兼営法）第8条〕
- (2) 以下の項目について、平成11年8月5日からの業務の停止命令

①個人顧客に係る受託業務（信託期間満了日前における顧客の財産の運用に係る業務を除く。）

②スイスの親銀行のために行う顧客の仲介・取り次ぎ業務及び顧客開拓に係る業務
〔銀行法第27条、兼営法第8条〕

（注）平成12年8月5日以降、当行から上記(1)及び(2)に係る業務の再開について申し出のある場合には、当行の法令遵守体制、人的構成を含む経営体制等の改善状況、及び業務停止命令の対象となった業務についての当行より提出される改善計画の妥当性等を踏まえ、上記(1)及び(2)の命令を見直すことがある。

(3)①法令遵守体制等の強化、②人的構成を含む経営体制の抜本的改善、③内部管理体制強化策の実施状況に関する第三者によるフォローアップの実施と評価等を内容とする業務改善命令及び①～③に関する平成11年9月28日を期限とする業務改善計画の提出命令

〔銀行法第26条第1項、兼営法第4条で準用する信託業法第18条〕

3. クレディ・スイス・ファースト・ボストン銀行東京支店

ア. 実質的に当支店全体を掌握し管理する責任者が不在となっている等、支店として最低限必要な管理体制や機能の整備が図られていないこと

イ. 内部管理体制及び法令遵守体制が不十分と認められること

から、下記の処分を命じた。

(1) 支店の一体的な内部管理体制の確立、法令遵守についての責任体制の充実・強化等を内容とする業務改善命令及びこれらに関する平成11年9月28日を期限とする業務改善計画の提出命令

〔銀行法第26条第1項〕

(2) 平成11年8月5日から平成12年8月4日までの間、プライベートバンキング業務（スイスの親銀行のために行う顧客の仲介・取り次ぎ業務及び顧客開拓に係る業務）、デリバティブ又は債権流動化を活用した金融商品の組成・販売業務（リスクヘッジのために行う取引を除く。）に係る新規業務の停止命令

〔銀行法第26条第1項〕

4. クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（証券）

外国証券会社の名義貸しの禁止行為に該当すると認められる行為等を行ったことから、下記の処分を命じた。

- (1) 平成11年8月5日から平成11年9月4日までの間、名義貸しに関与していた部署（東京支店資本市場部及び金融開発営業部）が行っていた全ての業務（勧誘を伴わない保護預り有価証券の売付けの受託等を除く）の停止命令

〔外国証券業者に関する法律（以下、外証法）第24条第1項〕

- (2) 平成11年7月29日から平成12年1月28日までの間、検査実施日におけるクレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店職員で当該検査の指摘事項に関与していた者が当支店においてデリバティブないし債権流動化に関する業務に関与すること、及び検査実施日におけるクレディ・スイス信託銀行職員が当支店においてスイスの親銀行のために行う顧客の仲介・取り次ぎ業務及び顧客開拓に係る業務に関与することの禁止命令

〔外証法第24条第1項〕

5. クレディ・スイス投信

ア. 投資一任契約に基づく投資に係る証券取引行為等の内容を記録した書面を作成していなかったこと

イ. 投資一任契約を締結しようとするとき等に顧客に交付すべき書面等を交付していなかったこと

ウ. 投資顧問業者としての忠実義務に違反すると認められる等、内部管理体制及び法令遵守体制が不十分と認められること

から、下記の処分を命じた。

- (1) 平成11年8月5日から平成11年9月4日までの間、新たな投資顧問契約及び投資一任契約の締結の禁止命令

〔投資顧問業法第38条（管轄財務局長権限）及び第39条〕

- (2) 責任の所在の明確化、再発防止策の策定、内部管理体制の充実・強化、法令遵守の徹底等を内容とする業務改善命令

〔投資顧問業法第37条（管轄財務局長権限）〕

6. 国際投信投資顧問

ア. 投資一任契約に基づく投資の対象として認められていない商品を取り扱っていたこと

イ. 投資顧問契約を締結した顧客のために証券取引行為を行ったこと

ウ. 投資一任契約に基づく投資に係る証券取引行為等の内容を記録した書面を作成して

いなかったこと

エ. 投資一任契約を締結した顧客に発生した損失を繰り延べる仕組債を利用したスキームを紹介する不適切な行為が認められる等、内部管理体制及び法令遵守体制が不十分と認められること

から、下記の処分を命じた。

(1) 平成11年8月5日から平成11年11月4日までの間、新たな投資顧問契約及び投資一任契約の締結の禁止命令

〔投資顧問業法第38条（管轄財務局長権限）及び第39条〕

(2) 責任の所在の明確化、再発防止策の策定、内部管理体制の充実・強化、法令遵守の徹底を内容とする業務改善命令

〔投資顧問業法第37条（管轄財務局長権限）〕

資料 14 - 3 クレディ・スイス・グループ等に対する行政処分に関連する検査結果について

1. クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店

(1) 公益を害する行為

当支店は、著しく不適切な貸付債権流動化スキーム、有価証券含み損先送りスキーム、株価連動スワップ取引損失先送りスキーム等、金融機関・事業法人等の不正な決算対策に利用されるおそれのあるもの等の組成・提供を大量に反復・継続して行う等により、その業務運営は、我が国金融市場及び金融機関の健全性を損なわせ、免許を受け公共的性格を有する銀行として極めて不適切であり、銀行法第 27 条に規定する「公益を害する行為」に該当すると認められる。

(2) 検査忌避等

支店幹部等多数の職員により当局検査を妨害、忌避する行為が行われた。当該行為は、銀行法第 63 条第 3 号及び第 64 条第 1 項第 2 号に該当すると思料される。

(主な検査忌避等)

- 関係書類の検査官への非開示
- 資料の裁断・破棄及びロンドンへの文書発送
- 非開示書類とした書類等の隠蔽の指示
- 非開示とした書類保管書庫の隠蔽の指示

(3) (1)、(2)のほか、次のような銀行法及び証券取引法に抵触する業務運営が認められる。

- 銀行である当支店自らが株価連動債等の顧客への提案書の作成・説明等の勧誘活動を行っていること（銀行法第 12 条及び証券取引法第 65 条）
- 有価証券店頭デリバティブの無認可営業（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項）

2. クレディ・スイス信託銀行

(1) 公益を害する行為

当行は、信託勘定の持つ性質を悪用するとともに、貸付債権流動化スキーム、有価証券含み損先送りスキーム、株価連動スワップ取引損失先送りスキーム等、金融機関・事業法人等の不正な決算対策に利用されるおそれのある取引行為へ大量に反復・継続して関与し、その業務運営は、我が国金融市場及び金融機関の健全性を損なわせ、免許を受け公共的性格を有する銀行として極めて不適切であり、銀行法第 27 条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 8 条に規定する「公益を害する行為」に該当すると認められる。

(2) 検査忌避等

プライベートバンキング部門において、業務関係資料の破棄及び業務運営についての答弁の拒否等の当局検査を妨害、忌避する行為が行われた。

当該行為は、銀行法第 63 条第 3 号及び第 64 条第 1 項第 2 号に該当すると思料される。

(3) 法令等遵守体制、内部管理体制等

独立した法主体としての法令等遵守体制、内部管理体制が確立されておらず、不十分なものとなっている。

3. クレディ・スイス・ファースト・ポストン銀行東京支店

(1) 内部管理体制

支店全体を掌握し管理する責任者及び独立した組織としての一体的な内部管理体制等が不在となっていると認められる。

(2) 法令等遵守

法務部門がなく、またコンプライアンス・オフィサーが不在となっていると認められる。

4. クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド

改正前の外国証券業者に関する法律第 17 条第 1 項で準用する改正前の証券取引法第 44 条に抵触する事項が次のとおり認められる。

クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店が組成した仕組債等の販売の際の名義貸し行為

5. クレディ・スイス投信

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に抵触する事項が次のとおり認められる。

顧客に交付すべき契約関係書類等の未交付及び法定帳簿の未作成（第 14 条、第 16 条、第 32 条、第 34 条）

顧客のため忠実に業務を行う義務に抵触する行為（第 30 条の 2）

6. 国際投信投資顧問

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に抵触する事項等が次のとおり認められる。

法定帳簿の未作成（第 34 条）

顧客のために行う証券取引行為（第 18 条）

兼業制限に抵触する行為（第 31 条）

(参考) 検査の実施状況

金融監督庁は、法令等遵守状況及びリスク管理状況等の実態把握を目的として、平成 11 年 1 月 20 日以降、クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店ほか 5 金融機関等に対する検査を実施し、7 月 13 日に検査結果の通知を行った。

金融機関等名	検査実施日	検査結果通知日
クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店	平成 11 年 1 月 20 日	平成 11 年 7 月 13 日
クレディ・スイス信託銀行	平成 11 年 1 月 20 日	平成 11 年 7 月 13 日
クレディ・スイス・ファースト・ホストン銀行東京支店	平成 11 年 1 月 20 日	平成 11 年 7 月 13 日
クレディ・スイス・ファースト・ホストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド 東京支店・大阪支店	平成 11 年 1 月 20 日	平成 11 年 7 月 13 日
クレディ・スイス投信	平成 11 年 4 月 20 日	平成 11 年 7 月 13 日
国際投信投資顧問	平成 11 年 3 月 4 日	平成 11 年 7 月 13 日

平成 11 年 7 月 29 日 発表、ホームページ掲載

平成 12 年 5 月 24
金融監督庁

ドイツ証券会社東京支店に対する行政処分について

1. ドイツ証券会社東京支店に対する当庁検査（平成 12 年 2 月 15 日付通知）の結果、以下の法令違反行為が認められた。
 - (1) 認可を受けることなく、有価証券店頭デリバティブ取引の媒介業務を行っていた。（外国証券業者に関する法律第 7 条第 1 項違反）
 - (2) 平成 10 年 11 月 30 日以前において、承認を受けることなく、複数の証券業以外の業務を行っていた。（旧外国証券業者に関する法律第 17 条第 1 項違反）
 - (3) 11 年 3 月期決算において、当庁に対し正確な営業報告書を提出していないほか、正確な計算書類を記載した説明書類を公衆の縦覧に供していなかった。（外国証券業者に関する法律第 15 条第 1 項及び第 3 項違反）
 - (4) 当庁に対し、証券業以外の業務の開始等、必要な届出を行っていなかった。（外国証券業者に関する法律第 12 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 22 条第 1 項違反）
 - (5) 顧客からの債券先物取引の受託取引に際し、正確な内容の注文伝票を作成していなかった。（証券会社に関する命令第 60 条第 2 項違反）
2. 証券取引等監視委員会より、以下の法令違反行為が認められたことから、行政処分を求める勧告が行われた（平成 12 年 5 月 15 日付）。
 - (1) 平成 9 年 9 月及び同年 3 月、複数の法人顧客に対し、当該顧客の保有するほとんど無価値の償還期日直前の有価証券について、専ら顧客に生ずる損失を先送りすることを目的とした、新たな有価証券を取得させるスキームを提示し、当該顧客が実現損を表面化させないことを可能にすることを約して有価証券の取引の勧誘を行った。（旧証券会社の健全性の準則等に関する省令第 2 条第 2 号に該当）
 - (2) 平成 10 年 11 月から同 11 年 10 月までの間、ドイツ銀行東京支店から受託した有価証券先物取引の委託注文の一部について、自己勘定の取引として処理をし、本来、ドイツ銀行東京支店が負担すべき委託手数料を徴せず、取引証拠金を負担したほか、当該取引に係る取引報告書を交付しなかった。（証券会社の行為規制等に関する命令第 12 条第 5 号（平成 11 年 3 月 31 日以前の行為については、同年総理府令・大蔵省令第 8 号による改正前の第 6 号。平成 10 年 11 月 30 日以前の行為については、旧証券会社の健全性の準則等に関する省令第 2 条の 2 第 6 号）及び外国証券業者に関する法律第 51 条第 3 号（平成 10 年 11 月 30 日以前の行為については、旧外国証券業者に関する法律第 37 条第 3 号）に該当）

3. 以上のことから、本日、ドイツ証券会社東京支店に対し、以下の行政処分を行った。
- (1) 平成12年11月24日までの間(6か月間) 有価証券店頭デリバティブ取引の認可申請の禁止。
 - (2) 平成12年5月29日から6月9日までの間(12日間) 自己の計算による債券の売買業務(勧誘を伴わない保護預り有価証券の売付けの受託等を除く)及び在日グループ会社からの債券の受託業務の停止。
 - (3) 平成12年5月29日から6月2日までの間(5日間) 以下の業務の停止。
 - スワップ取引(顧客の事情による既存契約の解除を除く)
 - 金銭債権の売買(顧客の事情による既存契約の解除を除く)
 - 貸出参加契約の締結(顧客の事情による既存契約の解除を除く)
 - 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務(既存契約の履行を除く)
 - 有価証券に関する情報の提供又は助言に係る業務(既存契約の履行を除く)
 - (4) 平成12年5月29日から5月30日までの間(2日間) 国債先物取引の受託業務の停止(決済に伴う取引の受託等を除く)。
 - (5) 平成11年3月期の営業報告書の訂正広告等の新聞への掲載
 - (6) 内部管理体制の充実・強化、法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化。

コンピュータ西暦2000年問題への対応について

【当庁（一部大蔵省）においてこれまで講じてきた主な施策】

- 1997年 9月 バーゼル銀行監督委員会から出された「コンピュータ2000年問題：金融機関及び銀行監督機関にとっての課題」を和訳の上、配付
- 12月 大蔵省金融検査部において、2000年問題に関する金融検査におけるチェックリストを作成し、公表。1月以降の検査で、順次チェックを実施。
- 1998年 5月 金融連絡会の場で、大蔵省銀行局より金融機関に対し、2000年問題への対応促進等を要請。

（ 6月 金融監督庁 発足 ）

- 7月 銀行法第24条等に基づき、2000年問題への金融機関等の対応状況について四半期ごとに定期的に報告を行うよう命令を発出。
- 7月 各業界との意見交換会の場で2000年問題への確実な対応、取組状況の開示促進等を要請。
- 8月 検査部が2000年問題に関する金融検査におけるチェックリストを改訂、公表。
- 9月 6月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。所要の対応状況の進捗におくれが見られる金融機関等に対しては行政処分を発動することを内容とする事務ガイドライン発出。
- 9月 政府・高度情報通信社会推進本部が発表した行動計画を所管金融機関等に対して周知。
- 9月 本問題に関するホームページ開設。
- 10月 本問題に関する専門家を民間から登用、以降、主要行を中心に本問題に関する集中検査を実施中。
- 12月 9月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。報告様式及び事務ガイドラインをより詳細なものに改訂。
- 1999年 3月 98年9月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。システム障害に関する報告命令発出。
- 6月 99年3月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。
- 7月 2000年問題対策室の設置。

- 1999年 7月 検査部が2000年問題に関するコンティジェンシー・プラン・チェックリストを公表。
- 8月 各業界団体及びネットワーク等団体との2000年問題に関する連絡会の開催（第一回会合）。
- 9月 報告様式（毎月ごとに定期的に報告）及び事務ガイドラインを危機管理計画の内容をさらに詳細なものに改訂。
- 9月 政府・各業界団体との模擬訓練（第一回）。
- 9月 99年6月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。
- 10月 各業界団体との模擬訓練（第二回）。
- 11月 各業界団体及びネットワーク等団体との2000年問題に関する連絡会の開催（第二回会合）。
- 11月 政府・各業界団体との模擬訓練（第三回）。
- 11月 99年9月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。
- 12月 年末年始及び閏日におけるシステム障害等に関する報告命令発出。
- 12月 99年10月末時点における金融機関等の対応状況を取りまとめ発表。
- 12月 地方財務局を含めた年末年始体制（12/29～2000/1/4）
- 12月 年末時点（12/30～31）における金融機関等の障害状況等を取りまとめ発表。
- 12月 本問題に関する音声自動応答システムの開設（12/29～2000/1/5）。
- 12月 銀行法第24条等に基づく2000年問題への金融機関等の対応状況についての報告命令の廃止。
- 2000年 1月 地方財務局を含めた年末年始体制（12/29～2000/1/4）
- 1月 年始時点（1/1～5）における金融機関等の障害状況等を取りまとめ発表。
- 2月 地方財務局を含めた閏日体制（2/29～3/1）
- 2月 閏日時点（2/29）における金融機関等の障害状況等を取りまとめ発表。
- 2月 本問題に関する音声自動応答システムの開設（12/29～3/1）。
- 3月 コンピュータ2000年問題に関する事務ガイドラインの廃止。

【政府においてこれまで講じてきた主な施策（当庁関連分除く）】

- 1997年12月 緊急経済対策（97年11月）を受け、「コンピュータ西暦2000年問題関係省庁連絡会議」を設置（事務局は内政審議室）。
- 1998年1月 関係省庁連絡会議が対応状況の実態を調査（4月に公表）。
- 9月 政府・高度情報通信社会推進本部（本部長：総理）において、金融、エネルギー、情報通信、運輸等民間重要分野の代表者等を構成員とする「コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」（議長：椎名日本IBM会長）を設置、第1回会議を開催。
- 9月 政府・高度情報通信社会推進本部において、各省庁事務次官級を構成員「コンピュータ西暦2000年問題推進会議」（議長：内閣内政審議室長）を設置、第1回会議を開催。
- 9月 政府・高度情報通信社会推進本部が、官民を挙げた具体的な行動の徹底を図るとする「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」を発表
- 9月 総理官邸、各省庁が対応状況に関するホームページを開設。
- 11月 「第2回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第2回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。
- 12月 コンピュータ西暦2000年問題顧問会議に作業部会を設置、第1回会合を開催。
- 1999年1月 「第3回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第3回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。
- 1月～3月 「コンピュータ西暦2000年問題顧問会議作業部会」を開催。危機管理計画作成マニュアルについて協議。
- 4月 「第4回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第4回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。「企業のための危機管理計画策定の手引」を決定、公表。
- 4月 A P E C Y 2 K 週間にあわせて広報、セミナー等の活動を集中的に実施。
- 7月 「第5回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第5回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。
内閣内政審議室に2000年問題対策室設置。
- 9月 第1回Y 2 K 情報連絡訓練実施。
- 10月 「第6回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第6回コン

「コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。

12月 「第7回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。

第2回Y2K情報連絡訓練実施。

首相官邸に対策室設置（12月31日～2000年1月3日）

2000年1月 「第7回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」及び「第8回コンピュータ西暦2000年問題推進会議」開催。

2月 首相官邸に対策室設置（2月29日）

3月 「第8回コンピュータ西暦2000年問題顧問会議」開催。

【最近の国際会議での主な動き】

- 1997年 9月 バーゼル銀行監督委が2000年問題への対応実施を求める報告書を作成し、公表（チェックリスト付）。
- 11月 バーゼル銀行監督委、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際委員会（IAIS）が共同でコンピュータ2000年問題に対する注意喚起のためのステートメントを発表。
- 12月 貿易産業相を議長とする関係閣僚で構成する委員会を設置。
- 1998年 4月 バーゼル銀行監督委、IOSCO、IAIS、CPSS（G10総裁会議支払・決済委）が、2000年問題に関する銀行、証券、保険監督機構の相互協力、対話促進のため「2000年合同協議会」（Joint Year 2000 Council）の設立を決定。
- 5月 サミットG8の共同声明で、2000年問題対応の必要性を表明。
- 5月 APECの共同声明で、2000年問題対応促進の必要性を表明。
- 6月 バーゼル銀行監督委、2000年問題に関する監督上の国際協調に関する報告書を公表。
- 7月 2000年合同協議会、本問題に関する検査・考査、監査ガイドを公表。
- 9月 2000年合同協議会、本問題について改めて、問題の重要性、深刻さをまとめたペーパーを公表。
- 9月 2000年合同協議会、本問題に関するテストの目的、要素、着眼点等について示したペーパーを公表。
- 10月 「コンピュータ2000年問題グローバル・サミット」第1回会合開催。
（於：ロンドン）
- 11月 APEC閣僚会議及び非公式首脳会議において、参加国・地域が協力して対応を図るとするAPEC閣僚共同声明、APEC首脳宣言を採択。
- 12月 2000年合同協議会、本問題に関するディスクロージャーに関するペーパーを公表。
- 1999年 2月 2000年合同協議会、金融機関に対するガイドラインを公表。
- 2月 2000年合同協議会、2000年への金融市場当局による計画書を公表。
- 3月 「コンピュータ2000年問題グローバル・サミット」第2回会合開催。
（於：マニラ）
- 4月 APEC Y2K週間 シンガポールで国際シンポジウム等を実施。
- 10月～2000年 3月
2000年合同協議会、MACS（Market Authorities Communication

Service)を設置。

2000年2月 国際Y2K協力センターが年末年始の2000年問題に関する報告書を発表。

コンピュータ西暦2000年問題への対応について

1. 金融機関等の対応状況について（平成11年6月末）

平成10年12月18日付で銀行法第24条第1項等に基づき発出した報告命令（「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」）により各金融機関等（預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投資信託委託会社）から報告された平成11年6月末におけるコンピュータ西暦2000年問題への対応状況の集計結果は（資料1）のとおりであった。

この結果によると、平成11年6月末までに「重要なシステム」について、修正を完了したとする金融機関等の全体（1535社）に占める割合は98%（前回報告（平成11年3月末時点）比+10ポイント）、このうち内部テストを完了したとする金融機関等の全体に占める割合は96%（同+19ポイント）となった。

また、危機管理計画の作成については、作成済とする金融機関等は94%となった（同+72ポイント）。

（注）本問題についての対応は、対応すべきシステムの優先度を決めて対応することが重要であり、当庁が求めている報告においては「重要なシステム」を「対応が完了しなければ業務に直接支障を生じるおそれのあるもの」と定義している。具体的に何が重要であるかについては各金融機関等が判断するものであるが、代表的なものとしては、基幹勘定系、対外接続系、国際系システム等があげられる。

2. 共同接続テストの実施について

重要なシステムの中でも最重要である決済関係（日銀ネット、全銀システム、東証等の決済・取引システム）については、日本銀行、全国銀行協会、東京証券取引所等により、共同の接続テストが昨年12月以降6回にわたって実施されており、日本銀行等では、各種決済システムを通じたテスト参加者間における2000年日付等のデータ授受については基本的に正常に処理されたとしている。

3．報告を受けての対応について

今回の報告を見ると、「重要なシステム」の修正・テストを完了し、危機管理計画を作成している金融機関等の全体に占める割合は前回報告に比べ大幅に上昇しているものの、なお6月末時点においてもこれらの対応を完了していないところがあるほか、これらを既に完了したとしている金融機関等についても一部に内部テストの実施要領や危機管理計画の内容等に不明な点があるところがある。このような金融機関等に対しては、現在、銀行法第24条等に基づき追加報告を求めているところである（対象は全金融機関の9.1％）。

当庁としては、2000年まで残された時間が4か月を切ったことを踏まえ、システム対応の完了状況、危機管理計画の内容等の確認を行うため、各金融機関等に対する個別のモニタリング等を一層強化していくこととしており、その際には、銀行法第24条や第26条等の法律に基づく措置を厳正に行使していく所存である。

4．金融機関等以外の業態における対応について（平成11年6月末）

金融機関等以外の当庁所管業態についても、業界団体等に対して傘下機関等の対応状況の報告を要請しているところであり（証券金融会社、信用保証協会、(社)東京銀行協会については法律に基づく報告命令）、これら業界団体等からの11年6月末時点の対応状況報告によると、短資業者、証券金融会社、手形交換所等金融システムに与える影響が大きいと見られるところについては、重要なシステムについての修正、テストは全てにおいて完了しており、危機管理計画についても大部分のところで作成を完了している（資料2参照）。

以 上

金融機関の2000年問題に関する平成11年6月末の対応状況の集計結果の概要
(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社)

対象金融機関： 預金等取扱金融機関1,087(主要行19、地銀64、第二地銀61、外国銀行支店87、子会社信託17、外資系信託10、信用金庫・全信連 395、労働金庫・労金連42、信用組合・全信組連 311、信農連・信漁連・農林中央金庫81)
○保険会社110(生命保険44、損害保険35、外資系生保3、外資系損保28)
証券関係338(証券 216、外国証券54、投信委託会社68)

1. システムについての修正及び内部テストの進捗状況

- (1) 各金融機関等(1,535社)からの平成11年6月末時点の対応状況についての報告によると、重要なシステムの修正を完了したところは1,502社であり、全体に占める割合は98%(前回報告(平成11年3月末時点)比+10ポイント)となった。また、このうち内部テストを完了した金融機関等は1,471社であり、全体に占める割合は96%(同+19ポイント)となった。

6月末までに「重要なシステム」について内部テストを完了していないところは、64社(第二地銀1、外銀11、信金・信組等17、保険12、証券7、外国証券7、投信9)であるが、これらの殆どは9月末までに完了するとしており、完了が10月以降になるとしているところは4社(全体の0.26%、内訳は外銀1、外国証券1、投信2)となっている。

- (2) 重要なシステム以外のシステムについては、6月末までに修正を完了したところは1,364社(89%、同+26ポイント)、内部テストを完了したところは1,275社(83%、同+31ポイント)となった。6月末までに修正又はテストを完了していないところについては、殆どが9月末までに完了するとしているが、10月以降となるとしているところは修正、テストとも7社(全体の0.46%、内訳は外銀2、保険1、証券1、外証2、投信1)となっている。

- (3) なお、重要なシステムの中でも最重要である決済関係(日銀ネット、全銀システム、東証等の決済・取引システム)については、日本銀行、全国銀行協会、東京証券取引所等により、2000年初の日付についての共同接続テストが昨年12月、今年の2月、5月及び6月に、また2000年閏日についてのテストが4月及び7月に行われた。

これらのテスト結果として、日本銀行等では、各種決済システムを通じたテスト参加者間における2000年日付等のデータ授受については基本的に正常に処理されたとしている。

このほか、各業態が設けているCD・ATMネットワーク（CDネット中継センターデータ通信システム）のテストが4月（2000年初）、5月（閏日）に行われ、各業態では両日付で問題なく処理できることが確認されたとしている。

2．顧客等との関係

2000年問題について影響を受ける可能性のある顧客、主要取引先等（EB等による接続先を除く）への対応については、全金融機関等の87%が計画に盛り込んで対応を行っており（前回報告比+16ポイント）、このうち、主要行、地銀、第二地銀等については全てが対応を行っている。

EB等による接続先、MTやFDによるデータ持ち込み先等とのテストについてはテストの実施の有無や実施時期が顧客の意思に左右されることもあり、「対応の必要なし」とする653社を除く882社中テストを完了したとするところは649社（74%）に止まっており、完了時期が10月以降あるいは時期未定とするところがあわせて62社（7%）残っている。

3．対応体制

(1) 経営における位置づけ

経営における本問題の位置づけについては、ほぼ全ての金融機関等が、経営計画等において2000年問題を最重要課題として位置づけている。

(2) 総費用の見積もり

対応に必要な費用の見積もり状況については、ほぼ全ての金融機関等が見積もりを行っており、全金融機関等合計で6,991億円であった。

1金融機関当たりの平均見積額は、主要行121億円、大手生保56億円、本庁監理証券会社13億円等となっている。

4．危機管理計画の作成

危機管理計画の作成については、本年6月末時点で作成済としたところは1,442社で全金融機関の94%（前回報告比+72ポイント）となった。

6月末時点で作成中であるとする93社（外銀17、信金・信組等27、保険18、証券13、外国証券5、投信13）については大半が9月末までに作成を完了するとしているが、4社（全体の0.26%、内訳は外銀1、信金・信組等2、投信1）については10月以降になる等としている。

危機管理計画の内容については、多くの金融機関等において、2000年1月1日にシステム等の起動を確認し、2日には日銀ネット等の確認テストへ参加、3日にはこれらを踏まえた対応を行い、万全の体制で4日の営業初日を迎えるとしている。

また、全国銀行協会の調査によると、加盟銀行全てにおいて、顧客の預金データが消失することのないよう、例えば年末時点のデータの磁気媒体等へのバックアップ等を行うとしている。

なお、重要なシステムの中でも最重要である決済関係（日銀ネット、全銀システム、東証等の決済・取引システム）については、日本銀行、東京銀行協会、東京証券取引所等により危機管理計画が策定されている。

5．対応状況の開示

対応状況の開示については、全金融機関等の95%が何らかの開示を行っており、前回報告（78%）に比べ大きく増加した。全ての業態で80%以上のところが開示を行っており、このうち主要行、地銀、労金、農漁協系、大手生保、大手損保では100%が開示を行っている。

しかしながら、6月末時点において83社（5%）のところが開示を行っていないとしており、その殆どは9月末までに開示を行うとしているが3社については10月以降になるとしている。

すでに開示を行っているところの手段としては、インターネットを活用した開示のほか、店頭でのポスター掲示、パンフレットの配布等が見られるが、今後も、開示内容の充実を図るとともに、対応状況に応じた内容の変更を行うことが必要である。

一方、開示を行っていないところについては、7月以降にディスクロージャー誌による開示を予定しているところが多いものの、今後、金融機関の取引先において危機管理計画の策定等の対応が一層進む中、取引金融機関の対応状況は重要な情報となるものであり、早期に開示する必要がある。

6．障害発生報告について

当庁は、平成11年3月19日付「コンピュータ西暦2000年問題に起因するシステム障害等についての資料の提出について」により、銀行法第24条第1項等に基づき、銀行、保険会社、証券会社等から本年1月以降に発生した2000年問題（いわゆる「1999年問題」を含む）に起因すると見られるシステムのトラブルの発生状況の報告を求めているところであり、本年4月から6月末までの間に10金融機関から16件の報告があった（1-3月比 36件）が、いずれも発見後速やかに修正や代替措置が講じられており、混乱なく解消されている。

なお、報告件数を業態別にみると、銀行：2銀行5件、協同組織金融機関等：2金融機関3件、保険会社：5会社7件、証券会社1社1件となっている。

このうち、顧客等に影響を与えたものは4件（銀行1、信金1、保険2）で、その内容をみると、CD手数料誤徴収、財形解約処理遅延（1時間）、保険証券誤表示2件であった（但し、CD手数料誤徴収については2000年対応のための修正後の設定ミスによるものであり、厳密には2000年問題そのものではない）。

7. 報告を受けての対応について

今回の報告を見ると、「重要なシステム」の修正・テストを完了し、危機管理計画を作成している金融機関等の全体に占める割合は前回報告に比べ大幅に上昇しているものの、なお6月末時点においてもこれらの対応を完了していないところがあるほか、これらを既に完了したとしている金融機関等についても一部に内部テストの実施要領や危機管理計画の内容等に不明な点があるところがある。このような金融機関等に対しては、現在、銀行法第24条等に基づき追加報告を求めているところである（対象は全金融機関の9.1%）。

（参考）追加報告を求めている金融機関数

		（うち外資系）
預金等取扱金融機関	45	29
保険会社	36	9
証券会社	37	17
投資信託委託会社	22	9
合計	140	64

以上

金融機関の2000年問題に関する平成11年6月末の対応状況の集計結果
(預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社以外の所管業界)

平成10年9月11日に政府・高度情報通信社会推進本部から出された、「コンピュータ西暦2000年問題対応計画」では、各省庁は所管の業態における対応状況について実態を把握の上、その結果を公表することとされており、これを受けて、預金等取扱金融機関、保険会社、証券会社、投信委託会社以外の所管業界についても、業界団体等に対して、傘下機関等の対応状況についての報告を要請していたが、その結果は概要以下のとおり。

(1) 前払式証券(プリペイドカード)発行者

(社)前払式証券発行協会を通じて平成11年6月末時点の会員及び会員以外の前払式証券の発行専門会社の対応状況を調査したところ88社中70社から回答があった。このうち、対応不要とする10社を除く60社についてみると、発行業務にとって重要なシステムについて、50社(83%)が修正、模擬テストともに完了しており、残り10社についても、概ね平成11年10月までに修正、模擬テストとも完了するとしている。

危機管理計画を作成あるいは明確に作成予定としているものは45社となっており、このうち29社が策定済としている。

(2) 抵当証券業者

(社)抵当証券業協会を通じて平成11年6月末時点の会員業者の対応状況を調査したところ、64社中61社から回答があった。このうち、対応不要とする9社を除く52社についてみると、重要なシステムについて、44社(85%)は修正、模擬テストともに完了しており、残り8社についても、遅くとも平成11年9月までに修正、模擬テストともに完了するとしている。

危機管理計画を作成あるいは明確に作成予定としているものは28社となっており、このうち24社が策定済としている。

(3) 貸金業者

(社)全国貸金業協会連合会を通じて平成11年6月末時点の状況をサンプル調査したところ147社から回答があった。このうち対応不要とする9社を除く138社についてみると、88社(64%)は、修正もしくは入替を完了しており、全体としては多くのところが平成11年10月には修正を完了するとしている。また、模擬テストの実施時期を明確にしているものは86社(62%)であり、危機管理計画を作成しているのは68社(49%)

%)となっている。

(4) 投資顧問業者

(社)日本証券投資顧問業協会を通じて平成11年6月末時点の会員業者の状況を調査したところ、225社(助言100社、一任125社)中167社(助言43、一任124社)から回答があった。このうち、コンピュータの使用なし、外部委託システムのみ使用等により対応不要とする82社を除いた85社(助言7、一任78)の状況をみると、73社(86%)は達成目標時期を定めて対応中であり、危機管理計画については68社(80%)の業者が作成済としている。

(5) 金融先物取引業者

(社)金融先物取引業協会を通じて平成11年6月末時点の会員業者(銀行等別途調査対象となっている業者を除く)14社の状況を調査したところ、重要なシステムについては、12社は模擬テストを含めて対応が完了したとしており、他の業者についても概ね計画通り進捗しているとしている。また危機管理計画については11社が策定済としている。

(6) 短資業者

短資協会を通じて平成11年6月末時点の会員(6社)の状況を調査したところ、全社とも重要なシステムについては計画通り98年12月末までに修正を完了しており、模擬テストについても、平成11年5月末までに全社完了している。また、全社とも日銀ネットのテストに参加しており、危機管理計画については全社が策定を完了している。

(7) 証券金融会社

証券金融会社3社に対し、平成11年6月末時点の対応状況の報告を求めたところ、3社とも重要なシステムの修正は完了しており、内部テストについても、本年6月末までに完了している。なお、危機管理計画については2社は作成済、1社は対応中としている。

(8) 信用保証協会

信用保証協会52協会に対し、平成11年6月末時点の対応状況の報告を求めたところ、重要なシステムについて、48協会(92%)は修正を完了、44協会(85%)は内部テストを完了しており、他の協会についても概ね本年9月末までには対応を完了する見込となっている。なお、危機管理計画については、39協会は作成済、13協会が作成中となっている。

(9) (社)東京銀行協会(手形交換所等)

手形交換所システム(他に全銀システム、個人信用情報システム等)を保有する東京銀行協会に対して、平成11年6月末時点の対応状況の報告を求めたところ、修正は各システムとも完了しており、昨年12月以降、銀行等との接続テストを数度にわたり実施している。危機管理計画については、いずれのシステムについてもこれまでに作成を完了している。

(注)手形交換所(平成11年9月現在606か所)のうち106か所については、全国で67ある各地の銀行協会で運営されているが、東京銀行協会によると日銀等と接続されているシステムを有するのは東京銀行協会のみである。同協会を除く66協会のうちコンピュータを保有する協会は33、このうち2000年問題の対応を要するものは6協会、いずれも平成11年5月までには対応を完了している。

また、手形交換所における危機管理計画については、東京銀行協会が作成した危機管理計画を基にして作成することを各地区の銀行協会に対して求めており、全ての銀行協会において9月末までには作成を完了するとしている。

以 上

コンピュータ西暦 2000 年問題への対応について

・金融機関等の対応状況

平成 11 年 9 月 3 日付で、銀行法第 24 条第 1 項等に基づき発出した報告命令(「コンピュータ 2000 年問題対応に関する資料の提出について」)により各金融機関等(預金取扱金融機関、保険会社、証券会社、投資信託委託会社(全 1,524 社))から報告された平成 11 年 9 月末における 2000 年問題への対応状況の集計結果は、以下のとおりであった。

なお、本報告については、9 月以降、毎月末時点で報告を受けることとしている。

「重要なシステム」については、全金融機関等の 99% (6 月末時点 96%) が、「重要なシステム以外のシステム」についても全体の 98% (同 83%) が、システムの修正・内部テストを完了したとしている。

なお、9 月末までに重要なシステムの修正・内部テストが完了していない金融機関等についても、10 月末までには完了するとしている。

日銀、全銀システム、取引所等との間の外部接続テストについては、全体の 89% (同 78%) が完了したとしている。なお、日銀ネット、全銀システム等の決済・取引システムについては、2000 年 1 月 2 日に確認テストが実施される予定とされている。

危機管理計画については、全金融機関等のうち 99% (同 94%) が作成済みとしている。また、全体の 96% が、危機管理計画等に基づいて模擬訓練を実施するとしており、これら金融機関等では、模擬訓練等を通じて危機管理計画の一層の充実に努めるとしている。

金融機関等では、年末年始に全体の 99% において、1 社平均 200 人弱の職員が出勤して本問題への対応に当たるとしている。このうち、主要行では、1 行平均 2,000 人強の職員が出勤するとしている。具体的な対応として、全金融機関等の 99% が年末時点におけるデータのバックアップをとるとしているほか、92% が、元日に起動確認を実施するとしている。

・報告を受けての対応

今回の報告を見ると、9 月末時点において、ほとんどの金融機関等がシステムの修正・テストを完了し、また、危機管理計画を作成したとしており、2000 年問題への対応が最終局面へと入りつつあるものと考えられる。しかしながら、9 月末時点においてもなお、これら対応が完了していないとする金融機関等がある。

金融監督庁としては、本問題の重要性に照らし、各金融機関等に対する個別のモニタリング等を一層強化していく中で、これら対応に問題があると判断される金融機関等に対しては、銀行法等に基づき必要な措置を厳正に講じていくこととしている。こうした方針の下、現在、重要なシステム以外のシステムの修正・テストの完了が11月以降としたり、危機管理計画が作成されていない4社（信用金庫2、外国証券2）に対し、それぞれの関係法令に基づき改善を求めているほか、89社に対しても銀行法第24条等に基づき追加報告を求めているところである。

・金融監督庁の対応状況

金融監督庁では、これまで、庁内横断的な組織である「2000年問題対策室」を設置し、政府における各種取り組みへの参画に加え、他省庁等や業界団体、ネットワーク運営主体等との連絡調整などを行っているほか、個別金融機関等への検査・モニタリングを実施する等、本問題へ広範かつ積極的な対応を行っている。また、本年9月及び10月の2回にわたり、金融機関や業界団体等が参加する「情報連絡に係る模擬訓練」を実施した。これらについてはなお一段の強化を図り、このうち情報連絡に係る模擬訓練は今後も実施する予定である。

さらに、上記で示しているとおり、ほとんどの金融機関等が年末年始に出勤して対応に当たるとしているが、金融監督庁では、12月29日から1月3日においても、2000年問題対策室を中心として各部署の担当者が出勤し、金融機関等からの情報収集及び金融機関等における万一の問題発生時への対応、関係省庁等・海外監督当局との間の連絡・調整等に当たる予定である。

2000年まで50日余りとなり、残された時間が短くなる中、金融監督庁としては、今後とも、年末年始に向けて万全の体制で臨む方針である。

以 上

コンピュータ西暦 2000 年問題への対応について

金融機関等の対応状況

- 金融機関の 2000 年問題に関する平成 11 年 9 月末時点の対応状況の集計結果の概要

対象金融機関：**預金取扱金融機関 1,073**（主要行 19、地銀 64、第二地銀 61、外国銀行支店 87、子会社信託 16、外資系信託 10、信用金庫・全信連 395、労働金庫・労金連 42、信用組合・全信組連 298、信農連・信漁連・農林中央金庫 81）
保険会社 109（生命保険 44、損害保険 35、外資系生保 3、外資系損保 27）
証券関係 342（証券 219、外国証券 55、投信委託会社 68）

1. システムの修正及び内部テストの進捗状況

(1) 重要なシステム^(注)

(注) 金融監督庁が金融機関等に対して求めている報告においては、「重要なシステム」を「対応が完了しなければ業務に直接支障を生じるおそれのあるもの」と定義している。具体的に何が重要であるかについては各金融機関等が判断するものであるが、代表的なものとしては、基幹勘定系、対外接続系及び国際系システム等が挙げられる。

【報告結果】

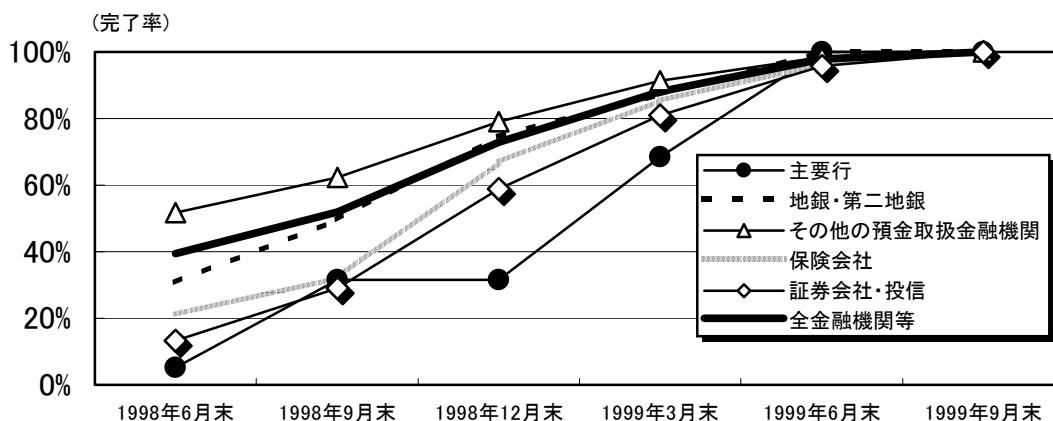
主要行・地銀・第 2 地銀では全行が、また、信金・信組等でもそのほとんどが 9 月末までにシステムの修正・内部テストともに完了

システムの修正が完了：1,523 社（全体に占める割合 99%（前回 98%））

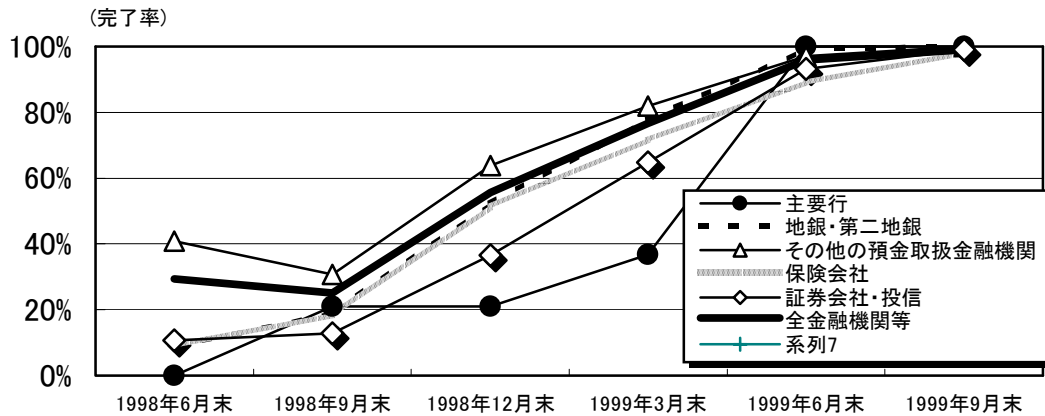
内部テストが完了：1,516 社（全体に占める割合 99%（前回 96%））

9 月末までに内部テストが完了していない 8 社（外銀 1、信金等 1、生命保険 1、外資系損保 1、証券 2、投信 2）では、いずれも 10 月末までにテストが完了するとしている

重要なシステムの修正完了



重要なシステムのテスト完了



(2) 重要なシステム以外のシステム

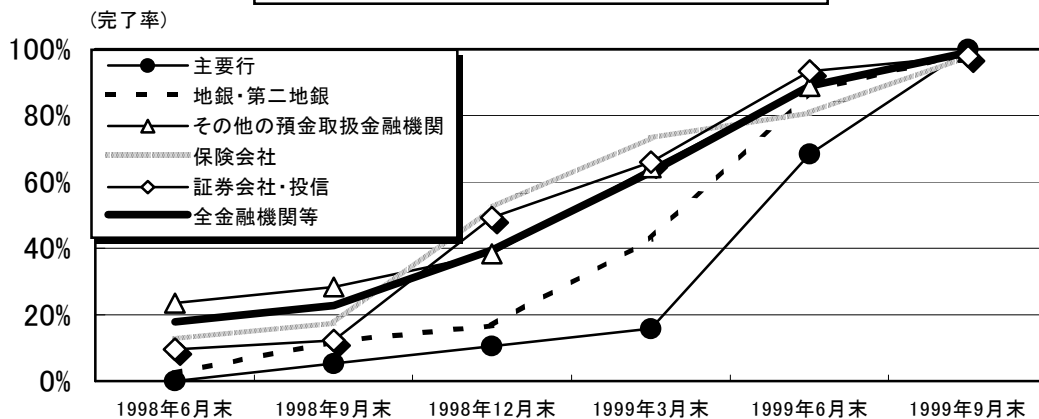
【報告結果】

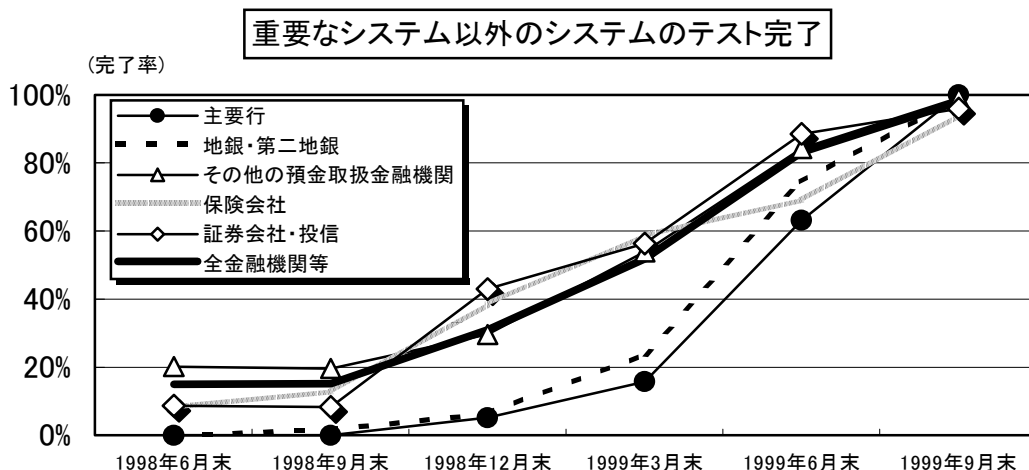
ほとんどの金融機関等において9月末までにシステムの修正・内部テストが完了
 システムの修正が完了：1,510社（全体に占める割合99%（前回89%））

内部テストが完了：1,496社（全体に占める割合98%（前回83%））

9月末までに内部テストが完了していない28社（第二地銀1、外銀2、信金等3、信組等4、生命保険3、損害保険3、証券5、外国証券3、投信4）のうち、21社が10月末までにテストが完了するとしているが、7社（信金等3、信組等2、生命保険2）では完了が11月以降としている

重要なシステム以外のシステムの修正完了





(3) 外部接続テスト

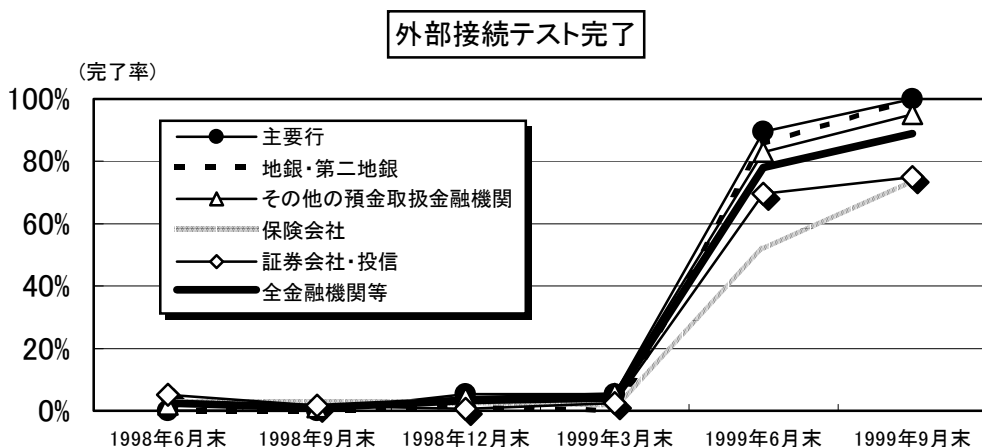
【報告結果】

主要行・地銀・第2地銀では全行が、また、信金・信組等でもそのほとんどが9月末までに外部接続テストを完了

日銀、全銀システム、取引所等との間の外部接続テストが完了：1,361社（全体に占める割合89%（前回78%））

9月末までに外部接続テストが完了していないとする15社（信金等3、生命保険1、証券4、外国証券4、投信3）では、12社が10月末までにテストが完了としているが、3社（生命保険1、外国証券2）では、完了が11月以降としている。なお、148社（全体の10%）においては、接続テストが不要としている（前回17%）

日銀ネット、全銀システム等の決済・取引システムに関する共同の接続テストについては、2000年1月2日にも確認テストが実施される予定となっている



2. 新規システム開発の凍結予定

【報告結果】

年内の新規システムの開発を全て凍結：1,294社（全体に占める割合85%）。また、新規システムの開発を一部凍結：75社（同5%）

新規システム開発の凍結を予定

	凍結する (割合%)	一部凍結する (割合%)	凍結しない (割合%)	合計
主要行	13 (68.4)	6 (31.6)	0 (0.0)	19
地銀・第二地銀	102 (81.6)	23 (18.4)	0 (0.0)	125
その他の預金取扱金融機関	854 (91.9)	6 (0.6)	69 (7.4)	929
保険会社	84 (77.1)	19 (17.4)	6 (5.5)	109
証券会社・投信	241 (70.5)	21 (6.1)	80 (23.4)	342
全金融機関等	1,294 (84.9)	75 (4.9)	155 (10.2)	1,524

3. 危機管理計画

(1) 危機管理計画の作成状況

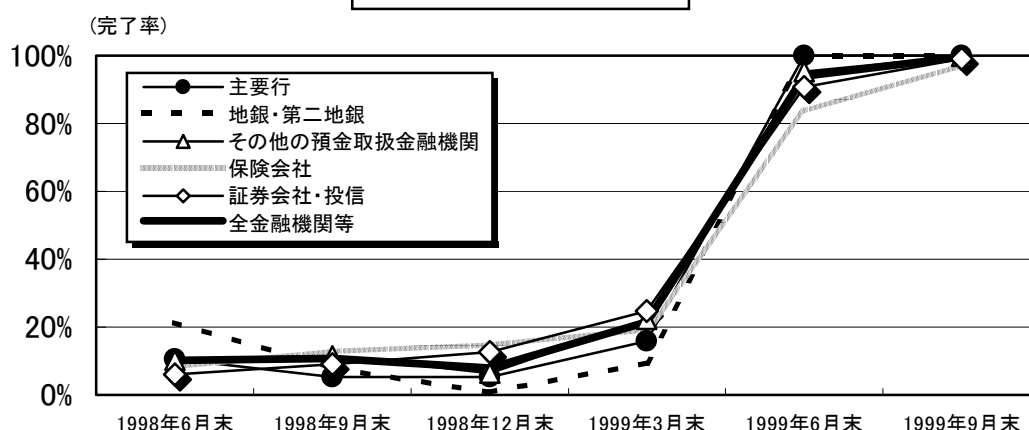
【報告結果】

営業店マニュアルを含めて作成が完了：998社（全体に占める割合65%）

危機管理計画が作成済み（営業店マニュアルを含め完成、全体版が完成及び第1稿を作成済みの先の合計）：1,517社（全体に占める割合99%（前回94%））

9月末までに危機管理計画が作成されていない7社（信組等1、外資系損保3、外国証券2、投信1）では、5社では10月末までに作成するとしているが、2社（外国証券2）では、作成予定なしとしている

危機管理計画の作成状況



(2) 危機管理計画に基づく対応

【報告結果】

危機管理計画等に基づき、模擬訓練の実施を予定：1,467社（全体に占める割合：96%）。また、全社ベースでの訓練実施を予定：1,376社（同90%）

模擬訓練の実施を予定

	実施予定	(割合%)	実施未定	(割合%)	合計
主要行	19	(100.0)	0	(0.0)	19
地銀・第二地銀	125	(100.0)	0	(0.0)	125
その他の預金取扱金融機関	906	(97.5)	23	(2.5)	929
保険会社	103	(94.5)	6	(5.5)	109
証券会社・投信	314	(91.8)	28	(8.2)	342
全金融機関等	1,467	(96.3)	57	(3.7)	1,524

年末年始に担当者が出勤し、対応することを予定：1,510 社(全体に占める割合：99%)。また、1社当たりの平均出勤人数：178人

年末年始の出勤を予定

	出勤予定	(割合%)	出勤未定	(割合%)	合計	出勤平均人数
主要行	19	(100.0)	0	(0.0)	19	2,130
地銀・第二地銀	125	(100.0)	0	(0.0)	125	676
その他の預金取扱金融機関	922	(99.2)	7	(0.8)	929	103
保険会社	105	(96.3)	4	(3.7)	109	243
証券会社・投信	339	(99.1)	3	(0.9)	342	69
全金融機関等	1,510	(99.1)	14	(0.9)	1,524	178

年末時点におけるデータのバックアップを行う：1,517 社(全体に占める割合99%)

データのバックアップを予定

	行う	(割合%)	行わない	(割合%)	合計
主要行	19	(100.0)	0	(0.0)	19
地銀・第二地銀	125	(100.0)	0	(0.0)	125
その他の預金取扱金融機関	926	(99.7)	3	(0.3)	929
保険会社	106	(97.2)	3	(2.8)	109
証券会社・投信	341	(99.7)	1	(0.3)	342
全金融機関等	1,517	(99.5)	7	(0.5)	1,524

2000年元日に起動確認を行う(本部と全営業店で実施、本部と主要営業店で実施、本部のみで実施の合計)：1,398 社(全体に占める割合92%)

元日に起動確認を予定

	実施予定	(割合%)	実施しない	(割合%)	合計
主要行	19	(100.0)	0	(0.0)	19
地銀・第二地銀	121	(96.8)	4	(3.2)	125
その他の預金取扱金融機関	881	(94.8)	48	(5.2)	929
保険会社	99	(90.8)	10	(9.2)	109
証券会社・投信	278	(81.3)	64	(18.7)	342
全金融機関等	1,398	(91.7)	126	(8.3)	1,524

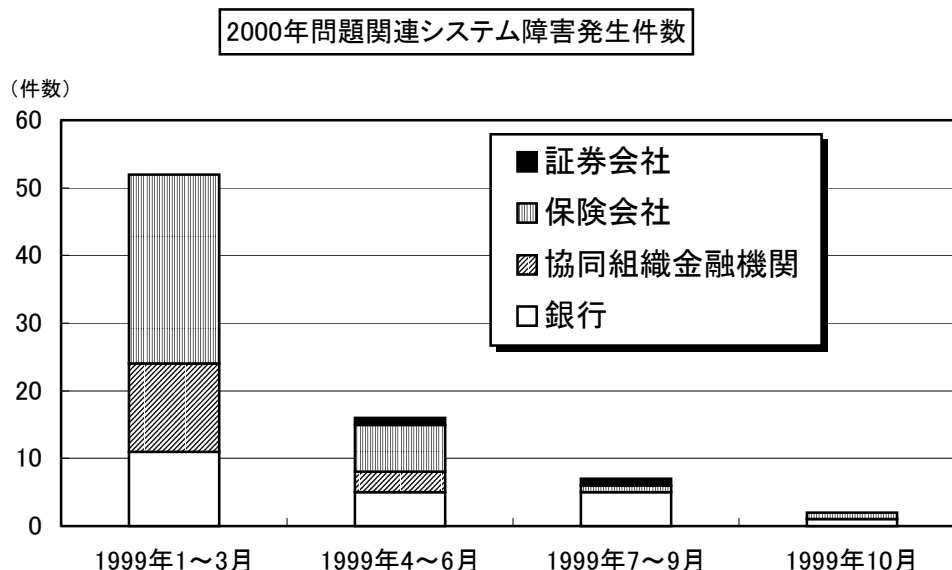
4 . 障害発生状況

金融監督庁では、平成 11 年 3 月 19 日付「コンピュータ西暦 2000 年問題に起因するシステム障害等についての資料の提出について」により、銀行法第 24 条第 1 項等に基づき、銀行、保険会社、証券会社等から、本年 1 月以降に発生した 2000 年問題(いわゆる「1999 年問題」を含む)に起因するとみられるシステムトラブルの状況の報告を求めている。

【報告結果】

本年 7 月から 9 月末までの間に、7 金融機関から 7 件の報告があった(4~6 月比 9 件)。また、10 月中の発生件数は 2 金融機関、2 件であった(10 月 22 日現在。1999 年 1 月以降の累計 77 件)。これらのいずれもが、発見後速やかに修正や代替措置が講じられた結果、混乱なく解消されている

報告件数を業態別にみると、7 月から 9 月では、銀行：5 行 5 件、保険会社：1 社 1 件および証券会社：1 社 1 件となっている。また、10 月中は 1 銀行 1 件、1 保険会社 1 件となっている



・報告を受けての対応

今回の報告によると、9 月末時点においてもなお、これら対応が完了していないとする金融機関等がある。

金融監督庁では、これら対応に問題があると判断される金融機関等に対して、銀行法等に基づき必要な措置を厳正に講じていくこととしている。こうした方針の下、現在、重要なシステム以外のシステムの修正・テストの完了が 11 月以降としていたり、危機管理計画が作成されていない 4 社(信用金庫 2、外国証券 2)に対し、それぞれの関係法令に基づき改善を求めている。このほか、システムの修正・完了や危機管理計画の作成等が 9 月末時点においてなされていないが、10 月中に終了ないし終了見込みとした 89 社に対しても、銀行法第 24 条等に基づき追加報告を求めているところである(そのうちの大半は、危機管理計画の細部の詰めにかかるものである。)

(参考) 追加報告を求めている金融機関等数：

(うち外資系)

預金取扱金融機関	30	2
保険会社	32	15
証券会社	20	7
投資信託委託会社	7	6
合 計	89	30

金融監督庁の対応

1. これまでの体制整備

金融監督庁では、本問題に対応するための全庁的な組織として「2000年問題対策室」を設置した(7月)。

本対策室では、当庁、日本銀行に加え、全国銀行協会等、所管する業態の業界団体等及びネットワーク運営主体等の全てが参加した「2000年問題に関する連絡会」を開催し、情報連絡体制について意見交換を実施した(8月及び11月)。

また、政府レベルの第1回模擬訓練(9月)に際し、参加金融機関・業界団体(約900社、5団体)との間で情報連絡に係る訓練を実施した。さらに、10月には、対象金融機関・業界団体を大幅に拡大し(約1,400社、11団体)、金融界単独の情報連絡に係る模擬訓練を実施した。本訓練は、今後も実施する予定である。

2. 年末年始における体制整備

上記 3(2)で示しているとおり、ほとんどの金融機関等が年末年始に出勤して対応に当たるとしているが、金融監督庁では、本年12月29日から来年1月3日においても、2000年問題対策室(室長<長官官房参事官>、副室長、室員)を中心として各部署の担当者が出勤し、以下のような諸事項に対応する予定である。特に、12月31日朝から1月4日にかけては、24時間体制で常時対応に当たることとしている。

- 金融監督庁の諸設備等の起動確認
- 金融機関等からの情報収集(随時連絡、定時連絡)
- 金融機関等における万一の問題発生時への対応
- 関係各省庁等との間の情報連絡・調整
- 海外監督当局(銀行、保険、証券)との情報連絡・調整

(以上)

コンピュータ西暦 2000 年問題への対応について

. 金融機関等の対応状況等

1 .平成 11 年 9 月 3 日付で、銀行法第 24 条第 1 項等に基づき発出した報告命令(「コンピュータ 2000 年問題対応に関する資料の提出について」)等により各金融機関等(預金取扱金融機関、保険会社、証券会社、投資信託委託会社(全 1,522 社))から報告された、2000 年問題への対応状況によれば、重要なシステムについて、全ての金融機関等が 11 月末時点で修正・内部テストを完了している。金融機関等では現在、2000 年を間近に控え、システムの修正・内部テスト実施の次の段階として、危機管理計画(全金融機関等が作成済み)に基づく模擬訓練の実施等を通じ、同計画の一層の充実に努めている。模擬訓練については、10 月末時点において、全金融機関等の 98%が実施を予定し、また、全金融機関等の 74%では複数回訓練を実施するとしており、これまで、システム障害や誤作動等の発生を想定し、金融機関内部での情報連絡訓練、障害回復手順の確認訓練、及び手作業による業務実施訓練等を行っているところである。

但し、危機管理計画の細部に関し、例えば、「システムのダウン・誤作動に伴うシステムリスク以外のリスクへの対応」が盛り込まれていないとしている等、問題があると判断される金融機関等 29 社に対して、金融監督庁では、銀行法第 24 条第 1 項等に基づき追加報告を求めたところである。

(参考)追加報告を求めた金融機関等数：

(うち外資系)

第二地銀	4	0
外国銀行支店	1	1
信用金庫	7	0
信用組合	2	0
保険会社	4	0
証券会社	11	11
合 計	29	12

2 .年末年始については、ほとんどの金融機関等では休業期間中も職員が出勤して、2000 年問題への対応(年末時点におけるデータのバックアップ保存、元旦の起動確認、及び 1 月 2 日の日銀ネット・全銀システム等における共同接続確認テスト等)に当たるとしている。なお、CD・ATM を保有する預金取扱金融機関(914 社)のうち、12 月 31 日には、

一部の信用組合等を除く 811 社が CD・ATM を稼働する（24 時間稼働を予定している外銀 2 社を除き、午後 9 時まで稼働を終了する予定）としている。また、1 月 1 日から 3 日の間は、一部の金融機関（1 日：8 社、2 日：9 社、3 日：9 社）が稼働する予定としている。

金融監督庁・財務局等における年末年始体制

金融監督庁では、現在、年末年始期間中における情報連絡体制の確立を図っており、11 月には、金融監督庁として 3 回目（政府レベルでは 2 回目）の「情報連絡に係る模擬訓練」を実施した（今回は個別金融機関・業界団体に加え、ネットワーク運営主体も参加した）。さらに、引き続き個別金融機関等への検査・モニタリングを精力的に実施している。

金融監督庁・財務局等の年末年始期間中の体制については、現状、以下の体制を予定している。2000 年まで 1 か月を切った中、金融監督庁としてはこのように万全の体制を整備の上、他省庁等とも連携しつつ、年末年始の対応に臨む所存である。

1. 金融監督庁・財務局等における出勤体制

12 月 29 日から 1 月 4 日朝の期間、職員が出勤し対応する。特に、12 月 31 日から 1 月 4 日朝の間（国際関係は 12 月 29 日から 1 月 4 日）は、24 時間体制で常時対応に当たる予定である。また、財務局等においても、この間担当職員が出勤する予定（一部期間は 24 時間体制）。

特段の問題が生じない平時においても、金融監督庁では各日 10 名～20 名程度が、各財務局等でも数名～10 名程度の職員が出勤する。特に、12 月 31 日から 1 月 1 日と、1 月 3 日から 4 日のピーク時には、金融監督庁・財務局等合計で約 50 名の職員が出勤し、以下の項目等について適時的確な対応が可能な体制をとる。さらに、万一問題が発生した場合には、他の職員等も出勤して対応が取れる体制とする。

- 金融監督庁の諸設備等の起動確認
- 金融機関等からの情報収集（随時報告（障害等情報）、定時報告）
- 金融機関等における万一の問題発生時への対応
- 関係各省庁等との間の情報連絡・調整
- 海外監督当局（銀行、保険、証券）との情報連絡・調整

2. 情報収集

金融機関やネットワーク等においてシステム障害等が発生した場合には、各金融機関等から障害等の状況（原因、復旧見込み等）について一定の様式により報告を受ける予定。本件報告に関し、金融監督庁では、各金融機関等（預金取扱金融機関、保険会社、証券会社、投資信託委託会社）に対し、平成 11 年 12 月 2 日付で、銀行法第 24 条第 1 項等に基づき、年末年始期間中（及び来年 2 月末の閏日前後）、障害等の発生時、その事実について認知次第直ちに報告を求める命令（「年末年始及び閏日におけるコンピュータ西暦 2000 年問題等に起因する障害等についての資料の提

出について」)を発出したところである。

併せて、業界団体及びネットワーク運営主体等からは、12月30日から1月5日の期間中毎日、傘下金融機関の集約情報等について定時に報告を受ける予定としており、情報把握に万全を期すこととしている。これら業界団体等から報告を受ける情報の内容は、年始の起動確認状況(1月1日)、共同接続確認テストの実施状況(1月2日)及び年始第1営業日(1月4日)・第2営業日(1月5日)における業務の開始状況等である。

3. 一般への情報提供

金融監督庁が各金融機関等、業界団体及びネットワーク運営主体等から報告を受けた情報については、金融監督庁において取りまとめ、政府(内閣)の情報連絡体制における集約に供するほか、金融監督庁からも原則として12月30日以降、2000年問題に起因する障害等の発生の有無等について、以下の日程で公表する予定としている。公表の手段は、報道発表、インターネット上のホームページ(アドレス：<http://www.fsa.go.jp/>)及び音声自動応答システム(電話番号：03-3506-0091)を予定している。

- ・12月30日及び31日、1月2日及び3日 .. 1日1回(夕刻)
- ・1月1日及び5日 .. 1日2回(午前中及び夕刻)
- ・1月4日 .. 1日3回(朝、午前中及び夕刻)

以 上

情報収集対象業界団体・ネットワーク等

(業界団体等)

全国銀行協会
全国地方銀行協会
第二地方銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
日本証券投資顧問業協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
金融先物取引業協会
短資協会
全国貸金業協会連合会
抵当証券業協会
前払式証票発行協会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
共同C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

〔平成11年7月28日〕
〔金融監督庁〕

「2000年問題対策室」の設置について

西暦2000年問題については、これまで各金融機関等において鋭意対応を進めているところであるが、2000年まであと5カ月余りとなり、金融監督庁としては、今後、各金融機関等に対するモニタリング等を一層強化するとともに、金融機関等において2000年問題が発生した場合等に備える必要があることから、これらに対応する組織として、本日、当庁に、「2000年問題対策室」を設置した。

対策室については、長官官房参事官（監督部担当）を室長、監督企画官を副室長とし、他の構成員については、全庁的な対応を図る観点から、監督部に加えて、長官官房、検査部からも職員を充てることとし、総勢13名で構成している。

また、これに加え、金融に関する危機管理等を所管する金融再生委員会事務局とも連絡を密にする必要があることから、対策室における議論・検討に際しては、同事務局職員にもオブザーバーとして参画してもらうこととしている。

なお、当庁としては、本日、「コンピュータ2000年問題に関するコンティンジェンシー・プラン・チェックリスト」を公表したところであるが、今後、対策室としては、これも参考に金融機関等に対して適切にモニタリング等を実施してまいりたい。

事務ガイドライン（預金等取扱金融機関用）
（平成11年9月3日改訂）

1-9 2000年問題対応について

2000年問題対応については、平成10年7月13日付報告徴求命令「コンピュータ2000年問題対応に関する資料の提出について」により、各金融機関から、四半期ごとの対応状況の報告を求めているところであるが、今後、次に掲げる各項目に該当する場合、再度（数度にわたる場合もありうる）銀行法第24条（準用する場合を含む）等に基づき報告を求めるとし、対応の進捗状況に遅れがあり、2000年問題について顧客あるいは決済システム等に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、銀行法第26条（準用する場合を含む）等に基づき、2000年問題対応体制の整備等の命令を発出し、あるいは業務の一部の停止を命ずることとする。

1-9-1 対応体制について

対応体制について、次のいずれかに該当する場合。

（注1）ここでいう「対応」とは、各金融機関が使用するシステムについてのみならず、他の金融機関、顧客、取引先等も含め、2000年問題に関して、これらにより各金融機関が受けると考えられるおおよそ全ての影響に対して、当該金融機関が講ずるべき一切の措置をいう。

（注2）「システム」には、外部に接続しているシステム、業務に直接関係するシステムだけではなく、自社内で使用するもの（人事、給与等）や、金庫、防犯設備、エレベーター等のマイクロコンピュータ搭載機器を含む。

- (1) 2000年問題対応についての経営上の位置づけが経営計画等において明確にされていない場合（システム部門の業務計画のみでは不可）
- (2) 責任者として2000年問題対応を統括する担当役員、担当部署が明確になっていない場合（システム関連部署のみでは不可）。
- (3) 経営陣（頭取、社長、理事長等最高責任者を含むこと。以下同じ。） - 担当役員 - 統括担当部署 - 担当部署の指揮命令、報告体制が明確になっていない場合。
- (4) 経営陣に対して、少なくとも月に1度以上、2000年問題の対応状況、進捗状況が報告されていない場合。
- (5) 進捗状況の遅れに対して経営陣から具体的な対応の指示が行われていない場合。
- (6) 2000年問題が抱えるリスクを職員全体に周知し、理解を深めるための方策を採っていない場合。

1 - 9 - 2 対応策の策定について

- (1) 2000年問題対応が必要なシステムの洗い出しが終了していない場合及び洗い出しにおいて対応が必要なシステムを対応不要と分類している場合。

(注1) ここでいう「対応」とは、修正のほか、テスト（内部テスト、顧客との接続テスト（必要な場合）及び外部接続テスト（必要な場合）をいう。以下同じ。）

を含む。

(注2) メーカー等が2000年対応済とする（保証する）システムであっても、改めて自社内での2000年問題対応のためのテストが必要。

(注3) 「外部接続テスト」とは、日銀ネット、東証システム等との接続に係るテストをいう。

- (2) システムへの対応（修正、内部テスト及び外部接続テスト（外部に接続されている場合）の完了）のための適切な計画が作成されていない場合。

「ここでいう適切な計画」とは、

対応スケジュールは原則として次に合致するものとし、これに合致しないものについては、1999年末までに確実に対応できることについて合理的な説明があるものをいう。ここで「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。

- ・1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト及び接続している顧客の特定が終了していること。
- ・1999年6月末までに、重要なシステムについて外部接続テスト、顧客との接続テストを完了していること。
- ・1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っていないこと。

対応の優先順位が明確にされていること

1999年から2000年にかけての年またぎ、2000年の閏日のほか、各システムの特徴に合わせた日付を考慮したテストを行っていること。

をいう。

- (3) 2000年問題対応に必要な費用が適切に見積もられていない場合、またはその費用が確保（予算化もしくは予算化のメドが立っていること）されていない場合。

- (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客（大口与信先、大口預金先）、主要取引先等（EB先等接続している先を除く）についての実態把握、これを踏まえた対応が考慮されていない場合。

1 - 9 - 3 計画の進捗状況について

- (1) 計画の進捗状況について、次のいずれかに該当することとなり（当初計画通りの場合を除く）、かつ1999年末までに十分な対応が行われることの合理的な説明がない場合。
 - ・1998年末までに、重要なシステムの修正、内部テスト（顧客との接続テストを除く）及び接続している顧客の特定が終了していない。
 - ・1999年6月末までに、重要なシステムについて対外接続テスト、顧客との接続テストを完了していない。
 - ・1999年9月末に、対応が完了していないシステムが残っている。

（注）「合理的な説明」とは、少なくとも、該当する各システムについて、2000年1月1日以降の日付を初めて扱うことになる時期、テストにより修正箇所が発見された場合の対応（技術者、費用、時間が確保されているか）、完了が99年12月1日以降となるものについては完了しなかった場合の対応を考慮していることが必要。
- (2) 1999年末までに対応が完了しない見通しのシステムがあり、対応が完了しないことによる影響が大きいと考えられる場合
- (3) システムの修正が大幅に遅れており、システムのテストが十分に行えないことが明らかなる場合（例えば、テストの結果修正箇所が見つかった場合の対応、銀行間決済システム等のインダストリー・ワイド・テストに参加しないこと等について合理的な説明が行われていない場合）
- (4) 2000年問題に関して自社に影響を与え得る顧客、主要取引先等についての実態把握、これを踏まえた対応を行っていない場合（接続先とのテストを除く）。

1 - 9 - 4 危機管理計画の作成について

- (1) 1999年3月末以前は、危機管理計画の作成に着手していない場合。

（注）危機管理計画は、システム修正、テストが完了している場合、外部にシステムを委託している場合であっても必要。
- (2) 1999年6月末までに、危機管理計画が全く作成されていない場合。

（注）危機管理計画には、自社の保有するシステムに起因するトラブルだけではなく、顧客、取引先サイドに発生したトラブルの波及について考慮が必要。また、システムダウンだけではなく誤作動（とくに、2000年問題に起因するものか、危機管理計画を発動すべきかを、どのように誰が判断するか）をも考慮する必要がある。
- (3) 1999年9月末までに、網羅的な危機管理計画が作成されていない場合。

（注）網羅的な危機管理計画には、少なくとも以下のような内容が含まれていることが必要。

システムダウンだけでなく誤作動への対応（システムの誤作動の有無を確認する手続きも含む。）も盛り込まれていること。

システムのダウン・誤作動に伴うシステムリスク以外のリスク（風評リスク・与信リスク・法務リスク等）への対応が盛り込まれていること。

各リスクシナリオに応じて危機管理計画発動の基準とその決定者が明確にされていること。

年未年始の手元流動性の予測を行い、準備を行っていること。（預金等取扱金融機関のみ）

年未年始の体制及びタイムスケジュールが準備されていること。

(4) 1999年11月末までに、危機管理計画の実効性を検証するための訓練を実施していない場合。

（注）訓練に際しては、システムの誤作動の有無の確認手続きも含めて実施することが必要。

1 - 9 - 5 適切な開示について

2000年問題対応に関する適切な開示が行われていない場合

（注）上記、事務ガイドラインについては平成12年3月31日をもって廃止。

〔平成 11 年 8 月 26 日〕
〔金融監督庁〕

「2000 年問題に関する連絡会」の開催について

コンピュータ西暦 2000 年問題について、金融監督庁では、先般、各金融機関等が策定したコンティンジェンシー・プランについて実態把握するための「コンピュータ 2000 年問題に関するコンティンジェンシープラン・チェック・リスト」を策定したほか、各金融機関等に対するモニタリング等を一層強化するとともに、万一 2000 年問題が発生した場合に備える等、本問題に対応するための組織として「2000 年問題対策室」を設置するなど、取り組みを強化しているところである。

当庁では、今般、年末年始に向け、各金融機関等と連携・協力し、当庁と金融機関等との間の 2000 年問題に関する情報連絡網を策定するとともに、事態の発生状況等について遅滞なく適切な情報伝達がなされるようにする等、情報連絡体制の構築・整備を図ることとし、本日、当庁、日本銀行、全国銀行協会等の業界団体およびネットワーク運営主体等が一堂に会して、「2000 年問題に関する連絡会」の第 1 回会合を開催した。本会合においては、銀行界や証券界等との間で情報連絡を緊密に行うため、各業界団体等における 2000 年問題担当者の連絡先リストを作成・配布したほか、年末年始に向けた情報連絡体制の構築・整備について意見交換を行ったところである。

今後、当庁としては、金融機関等に対するモニタリング等を引き続き適切に実施するとともに、本連絡会における意見交換等を通じて各業界団体や金融機関等と連携・協力し、2000 年問題に関する一層の対応強化を進めていく所存である。

2000年問題に関する連絡会出席先

金融監督庁

日本銀行

(業界団体等)

全国銀行協会

全国地方銀行協会

第二地方銀行協会

信託協会

国際銀行協会

全国信用金庫協会

全国信用組合中央協会

労働金庫連合会

農林中央金庫

全国信連協会

全国漁業協同組合連合会

日本証券業協会

証券投資信託協会

日本証券投資顧問業協会

生命保険協会

日本損害保険協会

外国損害保険協会

金融先物取引業協会

短資協会

全国貸金業協会連合会

抵当証券業協会

前払式証票発行協会

全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム

全国信用金庫データ通信システム

全国信用組合データ通信システム

労金中央システム

系統決済データ通信システム

M I C S

B A N C S

A C S

S O C S

L O N G S

S C S

しんきんネットキャッシュサービス

S A N C S

R O C S

共同C M S

C N S

S D S

しんきんデータ伝送システム

東京金融先物取引所

S W I F T

外国為替円決済制度

東京手形交換所

全国銀行個人信用情報システム

東京証券取引所

大阪証券取引所

名古屋証券取引所

証券保管振替機構

債券決済ネットワーク

コンピュータ西暦2000年問題に関する年末年始及び閏日の状況

(1999年12月30日～2000年1月5日・2月29日)

(延べ金融機関数)

	1999.12.31		2000.1.1		2000.1.2		2000.1.4		2000.1.5		(小計)		2000.2.29		合計	
	発生	復旧	発生	復旧	発生	復旧	発生	復旧	発生	復旧	発生	復旧	発生	復旧	発生	復旧
預金取扱金融機関	1	1	4	3	1	1	11	9	※ 10	※ 12	27	26	8	7	35	33
うち銀行	(1)	(1)	(4)	(3)	(1)	(1)	(7)	(5)	(9)	(11)	(22)	(21)	(6)	∩ (5)	(28)	∩ (26)
うち外資系	(1)	(1)			§ (1)						(2)	§ (1)			(2)	§ (1)
協同組織金融機関							(4)	(4)	(1)	(1)	(5)	(5)	(2)	(2)	(7)	(7)
保険会社											0	0	1	1	1	1
証券会社					15	15					15	15			15	15
うち外資系					(1)	(1)					(1)	(1)			(1)	(1)
証券投資信託委託会社											0	0			0	0
その他			* 1					* 1			1	1			1	1
合計	1	1	5	3	16	16	11	10	10	12	43	42	9	8	52	50

(*) 当庁に対しては、2000年1月5日に報告があった。

(※) 銀行1行については、当庁に対して2000年1月6日に報告があった。

(§) 2000年1月5日までに発生し復旧しなかった外国銀行1行については、当庁に対して復旧の報告が1月17日にあった。

(∩) 2000年2月29日までに発生し復旧しなかった銀行1行については、当庁に対して復旧の報告が3月23日にあった。

・1999年12月30日及び2000年1月3日は障害発生、復旧共になし。

〔平成 11 年 12 月 30 日〕
〔金融 監 督 庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(12 月 30 日 17 時時点)

金融機関等からは、2000 年問題に起因し、顧客や業務運営に影響を与える障害等の報告は受けていない。

なお、複数の金融機関から、顧客や業務運営に軽微な影響を与える障害等が発生したが、機器の摩耗による不具合など 2000 年問題に起因するものではないとの報告を受けている。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(12 月 30 日 17 時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
全国貸金業協会連合会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
共同 C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

〔平成 11 年 12 月 31 日〕
〔金 融 監 督 庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(12 月 31 日 17 時時点)

金融機関等からは、2000 年問題に起因した、顧客や業務運営に影響を与える障害等が発生したとの報告は受けていない。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(12 月 31 日 17 時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
全国貸金業協会連合会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
証券保管振替機構

〔平成 12 年 1 月 1 日〕
〔金 融 監 督 庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1 月 1 日 9 時時点)

1 月 1 日に日付が変更して以降、金融機関等からは、2000 年問題に起因した、顧客や業務運営に影響を与える障害等が発生したとの報告は受けていない。

なお、12 月 31 日 17 時過ぎに、預金取扱金融機関 1 社から、会計処理システムにおいて 2000 年問題に起因する顧客・業務運営に軽微な影響を与えるおそれのある障害（処理の遅延）が発生したが、速やかに復旧したとの報告があった。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(1月1日9時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
短資協会
全国貸金業協会連合会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
共同C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

〔平成 12 年 1 月 1 日〕
〔金 融 監 督 庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1 月 1 日 17 時時点)

預金取扱金融機関 3 社から、年初の起動確認テストにおいて、2000 年問題に起因し、顧客や業務運営に軽微な影響を与えるおそれのある障害(顧客の残高等照会機能における誤表示、通帳記帳機が稼働せず等)が 4 件発生し、この内 3 件については復旧したとの報告を受けた。

このほかの金融機関等からは、2000 年問題に起因した、顧客や業務運営に影響を与える障害等が発生したとの報告は受けていない。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(1 月 1 日 17 時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
全国貸金業協会連合会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

〔平成 12 年 1 月 2 日〕
〔金 融 監 督 庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1 月 2 日 17 時時点)

各金融機関等では、年初の確認テスト等を行っており、その中で、以下のとおり報告を受けた。

- 1 . 外国銀行 1 社において、2000 年問題に起因し、顧客や業務運営に軽微な影響を与えるおそれのある障害 (法人顧客が取引照会をした際に、当該情報が消去される可能性) が発生した。
- 2 . 証券会社 15 社において、2000 年問題に起因し、顧客や業務運営に軽微な影響を与えるおそれのある障害 (売買関係処理システムの不稼働) が発生し、このうち 14 社については復旧した。

このほかの金融機関等からは、2000 年問題に起因した、顧客や業務運営に影響を与える障害等が発生したとの報告は受けていない。

なお、昨日障害が発生し、復旧していなかった 1 件については、本日復旧したとの報告があった。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(1 月 2 日 17 時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
短資協会
全国貸金業協会連合会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
共同 C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

〔平成 12 年 1 月 3 日〕
〔金融 監 督 庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1 月 3 日 17 時時点)

本日、金融機関等からは、2000 年問題に起因した、顧客や業務運営に影響を与える障害等が発生したとの報告は受けていない。

また、昨日障害が発生し、復旧していなかった 2 件のうち、証券会社の 1 件については昨日中に復旧したとの報告があった。なお、外国銀行の 1 件については、現在復旧に向け対応中であるとの報告を受けた。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(1 月 3 日 17 時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
日本証券投資顧問業協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
全国貸金業協会連合会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
労金中央システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
しんきんネットキャッシュサービス
R O C S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
J A S D A Q

〔平成 12 年 1 月 4 日〕
〔金 融 監 督 庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1 月 4 日 7 時時点)

本日、金融機関等からは、2000 年問題に起因した、顧客や業務運営に影響を与える障害等が新たに発生したとの報告は受けていない。

なお、外国銀行の 1 件については、現在復旧に向け対応中であるとの報告を受けている。

以 上

〔平成 12 年 1 月 4 日〕
〔金融 監 督 庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1 月 4 日 9 時時点)

本日、金融機関等からは、2000 年問題に起因した、顧客や業務運営に影響を与える障害等が新たに発生したとの報告は受けていない。

また、現在復旧に向け対応中の障害 1 件については、今週末を目処に復旧の見込みであるとの報告を受けている。

なお、複数の金融機関から、顧客や業務運営に軽微な影響を与える障害（ATMの故障等）が発生したが、機器の破損による不具合など 2000 年問題に起因するものではないとの報告を受けている。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(1月4日9時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
日本証券投資顧問業協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
金融先物取引業協会
短資協会
全国貸金業協会連合会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
R O C S
共同C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

〔平成 12 年 1 月 4 日〕
〔金融監督庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1月4日 17 時時点)

- 1 . 金融機関等において、顧客や業務運営に大きな影響を与える障害等は生じていない。
- 2 . 本日、銀行 6 社及び協同組織金融機関 4 社において、2000 年問題に起因した、顧客や業務運営に軽微な影響を与えるまたは影響を与えるおそれのある障害（年号・日付の誤表示、顧客側端末における照会不能、内部現金取扱機器の不稼働等）が 10 件発生し、このうち 5 件については復旧したとの報告を受けた。

現時点で復旧に向けて対応中の障害は 6 件であり、4 件については本日中に、1 件については明日中に、また、1 件については今週末を目処に復旧の見込みであるとの報告を受けている。
- 3 . このほか、複数の金融機関から、顧客や業務運営に軽微な影響を与えるまたは影響を与えるおそれのある障害（ATM の故障等）が発生したが、機器の破損や回線障害による不具合など通常の障害であり、2000 年問題に起因するものではないとの報告を受けている。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(1月4日 17時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
日本証券投資顧問業協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
全国貸金業協会連合会
抵当証券業協会
前払式証票発行協会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
共同C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

〔平成 12 年 1 月 5 日〕
〔金融監督庁〕

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1月5日9時時点)

- 1 . 金融機関等において、顧客や業務運営に大きな影響を与える障害等は生じていない。
- 2 . 昨日 17 時以降、銀行 1 社において、2000 年問題に起因した顧客や業務運営に軽微な影響を与えるおそれのある障害（当座貸越の金利変更手続不良）が 1 件新たに発生したが、速やかに復旧したとの報告を受けた。
- 3 . このほか、貸金業者 1 社から、年始に、2000 年問題に起因した顧客や業務運営に影響を与える障害（ATMの故障）が発生したが、昨日までに復旧したとの報告を受けている。
- 4 . 昨日までに障害が発生し、復旧していなかった 6 件のうち 5 件については、これまでに復旧したとの報告を受けており、1 件については今週末を目処に復旧の見込みであるとの報告を受けている。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(1月5日9時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
日本証券投資顧問業協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
短資協会
全国貸金業協会連合会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
全国信用組合データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
共同C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(1 月 5 日 17 時時点)

- 1 . 金融機関等において、顧客や業務運営に大きな影響を与える障害等は生じていない。
- 2 . 本日、銀行 8 社及び協同組織金融機関 1 社において、2000 年問題に起因した顧客や業務運営に軽微な影響を与えるおそれのある障害（顧客側端末における入出金照会不能等 - 取引データは正常に機能）が新たに発生し、いずれも本日中に復旧する見込であるとの報告を受けた。

なお、昨日までに障害が発生し、復旧していなかった 1 件については今週末を目処に復旧の見込みであるとの報告を受けている。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(1 月 5 日 17 時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
日本証券投資顧問業協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
全国貸金業協会連合会
抵当証券業協会
前払式証票発行協会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
共同 C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク

コンピュータ西暦 2000 年問題に関する年末年始の状況
(2 月 29 日 14 時時点)

- 1 . 金融機関等において、顧客や業務運営に大きな影響を与える障害等は生じていない。
- 2 . 本日、銀行 8 社及び協同組織金融機関 1 社において、2000 年問題に起因した顧客や業務運営に軽微な影響を与えるおそれのある障害（顧客側端末における入出金照会不能等 - 取引データは正常に機能）が新たに発生し、いずれも本日中に復旧する見込みであるとの報告を受けた。

なお、昨日までに障害が発生し、復旧していなかった 1 件については今週末を目処に復旧の見込みであるとの報告を受けている。

以 上

情報集約対象情報収集対象業界団体・ネットワーク等
(2 月 29 日 14 時時点)

(業界団体等)

全国銀行協会
信託協会
国際銀行協会
全国信用金庫協会
全国信用組合中央協会
労働金庫連合会
農林中央金庫
全国信連協会
全国漁業協同組合連合会
日本証券業協会
証券投資信託協会
日本証券投資顧問業協会
生命保険協会
日本損害保険協会
外国損害保険協会
金融先物取引業協会
短資協会
全国貸金業協会連合会
抵当証券業協会
前払式証票発行協会
全国信用保証協会連合会

(ネットワーク等)

全銀システム
全国信用金庫データ通信システム
労金中央システム
系統決済データ通信システム
M I C S
B A N C S
A C S
S O C S
L O N G S
S C S
しんきんネットキャッシュサービス
S A N C S
R O C S
共同 C M S
C N S
S D S
しんきんデータ伝送システム
東京金融先物取引所
S W I F T
外国為替円決済制度
東京手形交換所
全国銀行個人信用情報システム
東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
証券保管振替機構
J A S D A Q
債券決済ネットワーク